

[別紙1]

産業成長応援補助金〈成長・挑戦ステージ〉 事務手続きについて

1. 交付申請提出（採択通知の日から2週間以内）

○交付申請書は、下記の提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則60日以内）

○県から事業者宛に郵送します。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは・・・以下のいずれかになります。

①補助事業実施計画書の実施事業が全て終了し、当該事業に関する支払が完了した日

②補助事業の実施期間の終了日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から15日以内）

○実績報告書は、下記の提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払（県⇒事業者）

実績報告書又は進捗状況報告書が提出され、県の補助金検査が終了後、速やかに支払いを行います。

書類提出・問い合わせ先

商工労働部 企業支援課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7242・7243 kigyoushien@pref.tottori.lg.jp